

令和4年4月22日  
 県土整備部県土整備政策課  
 043-223-3178

## 盛土による災害防止に向けた総点検の結果について

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国から示された盛土による災害防止に向けた総点検実施の方針に基づき、国や市町村と連携を図り、盛土の総点検を実施してきました。

この度、点検が完了し、結果をとりまとめましたのでお知らせします。

### 1 盛土による災害防止に向けた総点検の結果概要

項目	箇所数 (括弧数字:重複含む※2)	内数	
		重点エリア 重点箇所	その他 ※1
① 総点検対象箇所数	2,898 箇所 (3,333)	906 箇所 (1,179)	1,992 箇所 (2,154)
② 土砂等の崩落により周辺の人家や公共施設へ影響が考えられる盛土	5 箇所 (7)	2 箇所 (3)	3 箇所 (4)
③ 許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土	146 箇所 (152)	12 箇所 (13)	134 箇所 (139)
④ 手続き内容と現地の状況に相違があった盛土	170 箇所 (170)	11 箇所 (11)	159 箇所 (159)
⑤ 必要な災害防止措置が確認できなかった盛土	31 箇所 (34)	3 箇所 (4)	28 箇所 (30)
⑥ 廃棄物の投棄等が確認された盛土	6 箇所 (6)	2 箇所 (2)	4 箇所 (4)
⑦ 上記②～⑥のいずれかに該当する盛土	329 箇所 (339)	24 箇所 (26)	305 箇所 (313)

※1 国から示された点検要領に基づく「重点点検対象エリア及び重点点検箇所」の他、各地方公共団体において点検が必要と考えた箇所。

※2 必要とされる手続き・措置の根拠法令が複数重なる盛土については延べ数で計上。

### 2 対応状況

- 点検で判明した②の盛土については、土砂等の崩落により周辺の人家や公共施設へ影響が考えられ、いずれも法令等に違反している箇所であることから、県又は市町において事業者に対し崩落防止等の是正指導を行っています。併せて、市町と連携し、関係住民に周知する等、必要な対応を行なってきたところです。
- ③～⑥の盛土については、各法令等に基づく行政上の措置実施の指導や、必要に応じ詳細調査を行うなど適切に対応していきます。

### 3 問い合わせ先

#### 【総点検について】

(県とりまとめ担当)

県土整備部 県土整備政策課 TEL. 043-223-3166

#### 【各土地利用規制区域の点検に関することについて】

(宅地造成工事規制区域、都市計画区域等)

県土整備部都市整備局 都市計画課 TEL. 043-223-3240

(大規模盛土造成地)

県土整備部都市整備局 都市計画課 TEL. 043-223-3245

(砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域)

県土整備部 河川環境課 TEL. 043-223-3443

(地すべり防止区域)

農林水産部 耕地課 TEL. 043-223-2893

農林水産部 森林課 TEL. 043-223-2962

県土整備部 河川環境課 TEL. 043-223-3443

(農業地域)

農林水産部 農地・農村振興課 TEL. 043-223-2836

(森林地域)

農林水産部 森林課 TEL. 043-223-2955

(残土条例、再生土条例等)

環境生活部 廃棄物指導課 TEL. 043-223-2641

(自然公園区域、自然保全区域)

環境生活部 自然保護課 TEL. 043-223-2956

#### 【産業廃棄物に関することについて】

環境生活部 廃棄物指導課 TEL. 043-223-2695

## 【参考】点検概要

### (総点検対象箇所抽出方法)

#### I. 盛土の把握

- (1) 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- (2) 盛土可能性箇所データ(国土地理院提供)等から推定される盛土
- (3) 住民からの通報等から把握した盛土 等

#### II. 重点対象エリア及び重点点検箇所

- (1) 土砂災害警戒区域(土石流)の上流域、及び土砂災害警戒区域(急傾斜地、地すべり)のうち斜面末端部より下部を除く地域内
- (2) 山地災害危険地区の集水区域(崩壊土砂流出)及び地区内(地すべり、山腹崩壊)(人家の保全等に係るもの)
- (3) 大規模盛土造成地

○上記 I と II (1) (2) を重ね合わせた箇所及び II (3) を抽出

○その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所を抽出

### (点検項目)

- ③許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土
- ④手続き内容と現地の状況に相違があった盛土
- ⑤必要な災害防止措置が確認できなかった盛土
- ⑥廃棄物の投棄等が確認された盛土

※丸数字は1ページの結果概要の項目、番号を示しています。

## 盛土総点検結果 内訳

○下表については、同一箇所の盛土に、必要とされる手続き・措置の根拠法令が複数あっても1箇所として計上。

所在地	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	点検箇所数	土砂等の崩落により 周辺の人家や 公共施設へ影響が 考えられる盛土	許可・届出等の 手続きがとられて いなかった盛土	手続き内容と 現地の状況に 相違があった盛土	災害防止措置が 確認できなかった 盛土	廃棄物の投棄が 確認された盛土	②～⑥の いずれかに 該当する盛土
千葉市	337	0	7	5	3	0	13
銚子市	17	0	1	0	0	0	1
市川市	55	0	1	0	0	0	1
船橋市	146	0	0	0	0	0	0
館山市	30	0	2	1	0	0	3
木更津市	87	0	9	6	0	0	15
松戸市	15	0	3	0	0	0	3
野田市	29	0	4	3	0	0	7
茂原市	25	0	2	0	0	0	2
成田市	62	0	3	9	0	0	12
佐倉市	270	0	2	9	0	0	11
東金市	13	0	0	2	0	0	2
旭市	26	1	6	1	1	1	7
習志野市	4	0	0	1	0	0	1
柏市	169	0	1	0	0	0	1
勝浦市	10	0	1	0	0	0	1
市原市	232	1	13	42	12	1	65
流山市	16	0	1	1	0	1	2
八千代市	57	0	3	3	0	0	6
我孫子市	29	0	0	0	0	0	0
鴨川市	18	0	1	0	0	0	1
鎌ヶ谷市	44	0	2	0	0	0	2
君津市	42	1	1	3	1	1	3
富津市	53	0	2	2	0	0	4
浦安市	0	0	0	0	0	0	0
四街道市	26	0	2	0	0	0	2
袖ヶ浦市	309	0	10	11	1	0	22
八街市	49	0	1	10	0	0	11
印西市	48	0	3	16	0	0	19
白井市	16	0	0	0	0	0	0
富里市	29	0	3	2	0	1	5
南房総市	9	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	112	0	4	0	0	0	4
香取市	103	0	14	22	4	0	37
山武市	23	0	15	3	1	0	18
いすみ市	20	0	4	0	0	0	4
大網白里市	8	0	1	2	0	0	3
酒々井町	34	0	2	5	2	0	9
栄町	12	0	0	1	0	0	1
神崎町	4	0	1	0	1	0	1
多古町	79	2	7	4	4	0	11
東庄町	20	0	0	0	0	0	0
九十九里町	3	0	1	0	0	0	1
芝山町	24	0	0	1	0	0	1
横芝光町	42	0	0	0	0	0	0
一宮町	8	0	3	0	0	0	3
睦沢町	4	0	0	1	0	0	1
長生村	1	0	0	0	0	0	0
白子町	29	0	0	0	0	0	0
長柄町	28	0	9	3	0	1	11
長南町	8	0	1	0	1	0	1
大多喜町	48	0	0	1	0	0	1
御宿町	3	0	0	0	0	0	0
鋸南町	13	0	0	0	0	0	0
計	2,898	5	146	170	31	6	329